

藤沢市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営事業者は、この基準に沿った運営費用をもって放課後児童支援員及び補助員（以下「指導員等」という。）の person 費及びその他運営諸費用を支出し、児童の健全な育成を遊びと生活の指導並びに事業活動を実施するものとする。なお、指導員等の person 費については、運営事業者の給与規定に基づき処遇を行うものとする。

令和7年度の基準開所日数

平日	200日	（うち給食前下校日21日、通常179日）
土曜日	50日	8時間以上開所日
長期休業日	42日	8時間以上開所日
年間合計	292日	

I 人件費

1 指導員等

(1) 常勤職員（放課後児童支援員：クラブ長）

放課後児童クラブに配置する指導員等のうち、常勤で施設の運営の責任者として業務を遂行する放課後児童クラブの施設長（クラブ長）

基本 4,980,000円/年間

ただし、各運営事業者における処遇については、それぞれの給与規定に基づき行われるものとする。

(2) 常勤職員（補助員：クラブ長補佐）

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）（以下「条例」という。）附則4（児童の数に関する経過措置）に規定する経過措置期間中において、登録児童数が60人（1の支援の単位の児童数が45人）を超える場合において、運営事業者の給与規定により労働時間を減じて月額給与で配置する職員

（年額の算定）

月給	149,500円/月
月規定時間数	130時間
賞与 年間1.0月	149,500円/年間
時間外勤務時間数	28時間
時間外勤務単価	1,438円/時

時間外勤務手当 40,264 円／年間

月給 149,500 円×12 月＋賞与 149,500 円／年間＋時間外 40,264 円
／年間＝1,983,000 円／年間

(3) 非常勤職員（補助員）

ア 時間給職員

常勤職員以外の指導員等において、時間給により採用する場合の基準時間単価を定める。ただし、条例に規定する資格を有する者とそれ以外の者又は経験年数などに応じて法人の給与規定に基づき適正な賃金とする。

時給 1,162 円／時間

(年額の算定)

令和 7 年度における非常勤職員の年額の算定は次のとおり。

(ア) 原則配置職員

		年間時間数× 時給 = 年間額
通常業務	通常	1,862 時間×1,162 円=2,163,644 円
	時間外	107 時間×1,453 円= 155,418 円
その他	通常	60 時間×1,162 円= 69,720 円
	時間外	0 時間×1,453 円= 0 円
合計		2,388,782 円／年間

(イ) 加配職員

障がい児等に対応する加配職員

		年間時間数× 時給 = 年間額
通常業務	通常	1,394 時間×1,162 円=1,619,828 円
	時間外	84 時間×1,453 円= 122,010 円
小計		1,741,838 円／年間
その他	通常	396 時間×1,162 円= 460,152 円
	時間外	60 時間×1,453 円= 87,150 円
小計		547,302 円／年間
合計		2,289,140 円／年間

2 社会保障・福利厚生

年額支給人件費に基準割合をかけて算出

- (1) 常勤職員 16%
- (2) 非常勤職員 11%

3 通勤手当

(1) 常勤職員

月額単価とする。 7,500 円/月

(2) 非常勤職員

出勤日数が一定ではなく、出勤ごとに手当ですることになるので、月額単価を定め、年間開所日数等に応じた基準とする。

360 円/日

ア 原則配置職員の基準日数

(ア) 開所日数 292 日

(イ) 研修及び代替出勤等 37 日 合計 330 日/年間

イ 障がい児等に対応する加配職員の基準日数

(ア) 開所日数 (土曜日以外) 242 日

研修及び代替出勤等 13 日 合計 256 日/年間

(イ) 開所日数 (土曜日) 50 日 合計 50 日/年間

II クラブ運営費

1 光熱水費

(1) 市公共施設内 23,800 円/月×12 月=285,000 円/年間

(2) 公共施設以外 35,000 円/月×12 月=420,000 円/年間

2 消耗品費

1 人当たりの単価を定め、児童数に応じて算出。(年額は上限額を設ける。)

(年額の算定)

1 人当たり単価 1,350 円/月×12 月×人数 (定員数の 75%)

(上限額 864,000 円/年間)

3 保険料

施設賠償、火災等保険の一切を含む。

1 人当たりの単価を定め、児童数に応じて算出。(上限額なし。)

(年額の算定)

1 人当たり単価 2,660 円/年×1 年×定員数

4 おやつ代

法人が設定した 1 人当たり単価/月×12 月×定員数

5 その他運営費用

警備委託、修繕その他運営に関する費用（減価償却や積立にかかる経費を除く。）を基準額の範囲内で負担する。

（年額の算定）

1 施設当たりの単価 80,500 円／月×12 月＝966,000 円／年間

Ⅲ 賃借料

施設の土地建物に係る賃借料を負担金積算基準単価の基準額（1－4 賃借費用加算（1の支援単位））の範囲内で負担する。

Ⅳ 法人諸経費

基準に基づく支出積算額（施設の土地建物に係る賃借料に対する負担額を除く。）に諸経費率を乗じて算出する。

令和7年度の諸経費率 14.2 %

Ⅴ その他

保護者負担金の徴収率

令和7年度の保護者負担金の徴収率は 88%以上とする。

ただし、入会金の徴収率は 100% とする。

以 上